

事業譲渡契約書

信用組合北東商銀（以下「甲」という）と東京商銀信用組合（以下「乙」という）は、下記のとおり事業譲渡契約を締結する。

第1条（定義）

本契約において用いる用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- ① デューデリジェンス 乙の事業譲渡の準備のため、平成13年9月から10月にかけて実施した事業内容の開示、質問の回答および検討をいう。
- ② 承継与信資産 承継資産のうち、乙から甲に譲渡される別添「承継与信資産FD」記載の乙の与信資産（与信枠を含む）の元本、利息及び遅延損害金並びに当該資産に関して債務者が負担すべき一切の費用をいう。
- ③ 承継店舗 承継資産のうち、乙から甲に承継される別紙1記載の本店、支店、及びそれらにかかわる駐車場をいう。
- ④ 評価基準日 乙の事業内容を開示したデューデリジェンスの対象基準日となった平成13年3月31日をいう。
- ⑤ 譲渡基準日 預金保険法第59条に基づく資金援助の申込みに先立ち、甲が承継する個別資産を最終的に決定する日をいう。
- ⑥ 調整期間
第1次調整期間 以下の第1次調整期間と第2次調整期間をいう。
評価基準日の翌日から譲渡基準日までの期間をいう。
第2次調整期間 譲渡基準日の翌日から事業譲渡日の前日までの期間をいう。
- ⑦ 精算日 資金援助申請に基づいて贈与された資金援助額に対し、事業譲渡日時点の資産に基づいて過不足を精算する日をいう。

第2条（目的）

乙は本契約の定める条項に従い、平成14年4月15日（以下「事業譲渡日」という）をもって、乙の事業の全部を甲に譲渡し、甲はこれを譲り受けるものとする。ただし、事業譲渡日は、譲渡事務の進捗状況を勘案して、甲乙協議のうえ変更することができる。

第3条（譲渡財産）

1. 甲が譲り受ける乙の財産の範囲は、事業譲渡日午前0時現在の本項1号の承継資産（のれんを含む）、本項2号の引受債務、及び本項3号の業務・争訟、並びにこれらに付随する一切の権利義務からなる。

（1）承継資産

① 承継与信資産

デューデリジェンスにおいて承継が必須とされた承継与信資産（以下「必須承継与信資産」という）の評価基準日現在の残高合計は60,587,904,384円で、デューデリジェンスにおいて承継を任意と指定した承継与信資産（以下「選択承継与信資産」という）の評価基準日現在の残高合計は、4,031,508,563円である（金額についてはいずれも与信枠に相当する額を除く）。

② 承継与信資産に関する担保権及び保証並びにこれに付随する一切の権利

③ 承継店舗及び承継店舗に関する設備、備品、定着物及び一切の権利・義務

④ 甲及び乙間で合意した上記①、②及び③以外の動産、不動産、有価証券その他の資産

⑤ のれん

（2）引受債務

① 預金債務（雑益処理済の休眠預金を含み、譲渡性預金を除く）のすべて

評価基準日現在の預金残高合計は122,554,671,564円（雑益処理済の休眠預金を除く）である。

② 本契約第10条2項に規定する負債を除く、一切のその他の債務（譲渡性預金に対応する債務を含む）。

（3）その他

① 中小企業等協同組合法第9条の8第1項、2項及び7項乃至9項記載の業務のうち、乙が事業譲渡日現在行っている業務のすべて

② 乙の清算法人の資産・負債または株式会社整理回収機構に承継される資産に起因する争訟を除く争訟のすべて

2. 承継資産の譲受価格またはその算定方法は、本契約第4条に定める場合を除き、本項に定める方法による。

（1）承継与信資産のすべて（承継与信資産に関する担保権及び保証並びにこれに付随する一切の権利を含む）

別添「承継与信資産」記載の方法により算定した額とする。かかる方法により算出した必須承継与信資産の評価基準日現在の譲受価格合計は55,812,969,912円であり、選択承継与信資産の評価基準日現在の譲受価格合計は、2,558,316,931円である（金額については、いずれも与信枠に相当する額を除く）。

(2) 動産、不動産、有価証券その他の資産

評価基準日現在の譲受価格（乙が所有していないリースに係る資産に関する譲受価額を除く）合計は、2,625,441,342円であり、算定方法は別紙2の通りである。

(3) のれん代

0百万円とする。

第4条（後発事象等の調整）

1. 第1次調整期間内に、承継与信資産につき以下の各号の一に該当する事情が生じた場合、甲乙協議のうえ、当該承継与信資産に対する引当金額を事業譲渡日において調整し、もしくは当該承継与信資産を事業譲渡の対象から除外することができる。

第2次調整期間内に、承継与信資産につき以下の各号の一に該当する事情が生じた場合には、甲乙協議のうえ、別途定める精算日において当該承継与信資産に対する引当金額の調整を行うことができる。

なお、甲から乙に対する調整もしくは除外の申出については、各調整期間内に文書をもって行う。

(1) 乙が行った承継与信資産に関する契約（金銭消費貸借契約・手形貸付契約・支払承諾契約・保証契約・担保権設定契約）の不備が判明した場合。

(2) 承継与信資産の債務者または保証人から、債務（または保証債務）不存在確認訴訟など裁判上（民事調停を含む）または裁判外の申立がなされた場合。

(3) 承継与信資産の債務者（保証人等は含まない）が、各調整期間中に、破産・特別清算・民事再生・会社整理・特定調停もしくは会社更生の申立てをした場合、解散した場合、もしくは手形交換所により取引停止処分を受けた場合。

2. 乙が、承継与信資産に関連して譲渡基準日までに乙の現、旧役職員又は第三者に対する損害賠償請求、もしくは刑事告訴をすべきであると判断した場合には、当該承継与信資産を乙の選択により、事業譲渡の対象から除外することができる。

3. 本状1項は、承継与信資産のうち、必須承継与信資産にのみ適用される。
4. 事業譲渡日以降は、事由の如何にかかわらず、いかなる調整・除外も行わない。

第5条（残高調整方法）

調整期間中に、弁済等により当該承継与信資産の価額が変更された場合、および担保の解除または追加設定により担保評価額が変更された場合において、その変更を考慮した引当金額の調整については、別途甲乙協議のうえ決定する。

第6条（新規与信資産）

評価基準日に与信資産がなく、その後調整期間中に新たな債務者の与信資産が生じた場合において、当該与信資産の引当金額については、別途甲乙協議のうえ決定する。

第7条（引継・移転手続）

1. 乙は、譲渡財産の細目を記載した引継書を作成し、事業譲渡日に当該引継書とともに譲渡財産および関係証憑、帳簿類を甲に引渡す。
2. 前項の譲渡財産の引渡しにつき、移転行為または対抗要件としての登記、登録、承諾、通知等の諸手続を要するものについては、甲乙協力して可及的速やかにこれを行う。

第8条（資金援助）

1. 甲は、乙の事業を譲り受ける前提として、本契約及び預金保険法その他関係法令に基づき認められる範囲で、預金保険機構に対し、預金保険法第59条に基づく資金援助を申し込むこととする。なお、資金援助申請については、甲及び乙が協力して行うこととする。
2. 前項の資金援助の申込に際し、甲が乙に提示した事業譲受に係る費用は、本契約第3条の承継与信資産の譲受価額算定に際し加味しているため、前項の資金援助の申込対象としない。

第9条（調査）

1. 乙は、甲または甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
2. 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲乙協議のうえ決定する。

第10条（職員の取扱）

1. 乙の従業員の取扱いについては、甲乙別途協議のうえ決定する。
2. 乙は、乙の全職員について事業譲渡日までに発生する賃金・退職金債務その他乙との労働契約に基づき若しくはこれに付帯して発生した一切の債務

を履行し、甲は同債務を承継しないものとする。

第11条（与信資産の劣化防止に対する協力）

甲及び乙は、乙の与信資産の劣化防止を含め円滑な事業譲渡を進めるため本契約締結後は誠実に協議し、相互に協力する。

第12条（善管注意義務）

乙は、本契約の締結日以降事業譲渡日にいたるまで、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ財産を管理するものとし、これに重要な影響を及ぼす行為をなす場合には、予め甲と協議して実行する。

第13条（危険負担）

本契約の締結日以降事業譲渡日にいたるまで、天災地変その他不可抗力により、譲渡財産に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、本契約書の譲渡条件を変更することができる。

第14条（清算法人に対する協力）

甲は、本件事業譲渡後、乙が解散し清算法人となった場合には、当該清算法人の清算事務等の遂行に協力する。

第15条（費用負担）

甲が乙に提示した事業譲受に係る費用及び第9条に定める調査を行うに必要な費用はすべて甲の負担とする。

ただし、本契約に定めのない事業譲渡に関して生ずる費用の負担については、別途甲乙協議することとする。

第16条（保証）

乙は、本件事業譲渡について、一切の瑕疵担保責任及び事業譲渡日以降判明する一切の損失・損害の補填の責任を負わない。

第17条（守秘義務）

甲は、乙から提供される一切の情報については、平成13年6月22日付守秘義務協定書に基づき取扱う。

第18条（解除条項）

甲及び乙は次のいずれかの事由が発生したときは本契約を解除できる。

- (1) 事業譲渡について、甲及び乙が預金保険法第61条の適格性の認定を受けられなかったとき。
- (2) 甲が預金保険機構との間で第8条に定める資金援助に関する契約を締結できなかったとき。
- (3) 事業譲渡日までに、本契約に基づく事業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき。

第19条（規定外事項の協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項若しくは本契約の解釈に関して疑義が生じた場合については、甲及び乙間で取り交わした本契約の趣旨並びに信義誠実の原則に従い、甲乙協議して円満解決に努める。

第20条（裁判管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所のみを第一審の専属管轄裁判所とする。

平成14年 1月17日

甲

宮城県仙台市青葉区本町1丁目5番34号
信用組合北東商銀

代表理事 鄭 圭



乙

東京都新宿区歌舞伎町2丁目32番9号
東京商銀信用組合

金融整理管財人 伊澤 辰雄

金融整理管財人 小松 勉



別紙1 承継する店舗の明細

・承継する店舗一覧

店番	店舗名	住所
001	本店営業部	東京都新宿区歌舞伎町2-32-9
002	上野支店	東京都台東区上野1-18-1
004	恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿4-27-6
005	立川支店	東京都立川市曙町1-25-12
006	錦糸町支店	東京都墨田区江東橋2-18-2
007	池袋支店	東京都豊島区東池袋1-22-1
008	足立支店	東京都足立区梅島1-13-3
009	蒲田支店	東京都大田区西蒲田7-7-7
017	浦和支店	埼玉県さいたま市高砂3-9-12
018	熊谷支店	埼玉県熊谷市河原町2-27

・承継する店舗外ATM

該当なし

別紙2 その他の資産の算定方法

科 目	価 格 の 決 定 方 法
有価証券	
地方債	日本証券業協会発表の「店頭基準気配」による
金融債	発行金融機関が公表する時価
株式	非上場株式で流動性がなく市場での売却はできないため簿価とする
その他資産	
全信組連出資金	簿価
商工中金出資金	簿価
動産不動産	
事業用動産	簿価（ただし耐用年数を超過した資産はゼロ評価とする）
事業用不動産	鑑定評価
保証金その他	
保証金	簿価
ソフトウェア	簿価
敷金	簿価（償却分は除く）
電話加入権	地元仲介業者の相場を基に売却可能額で評価